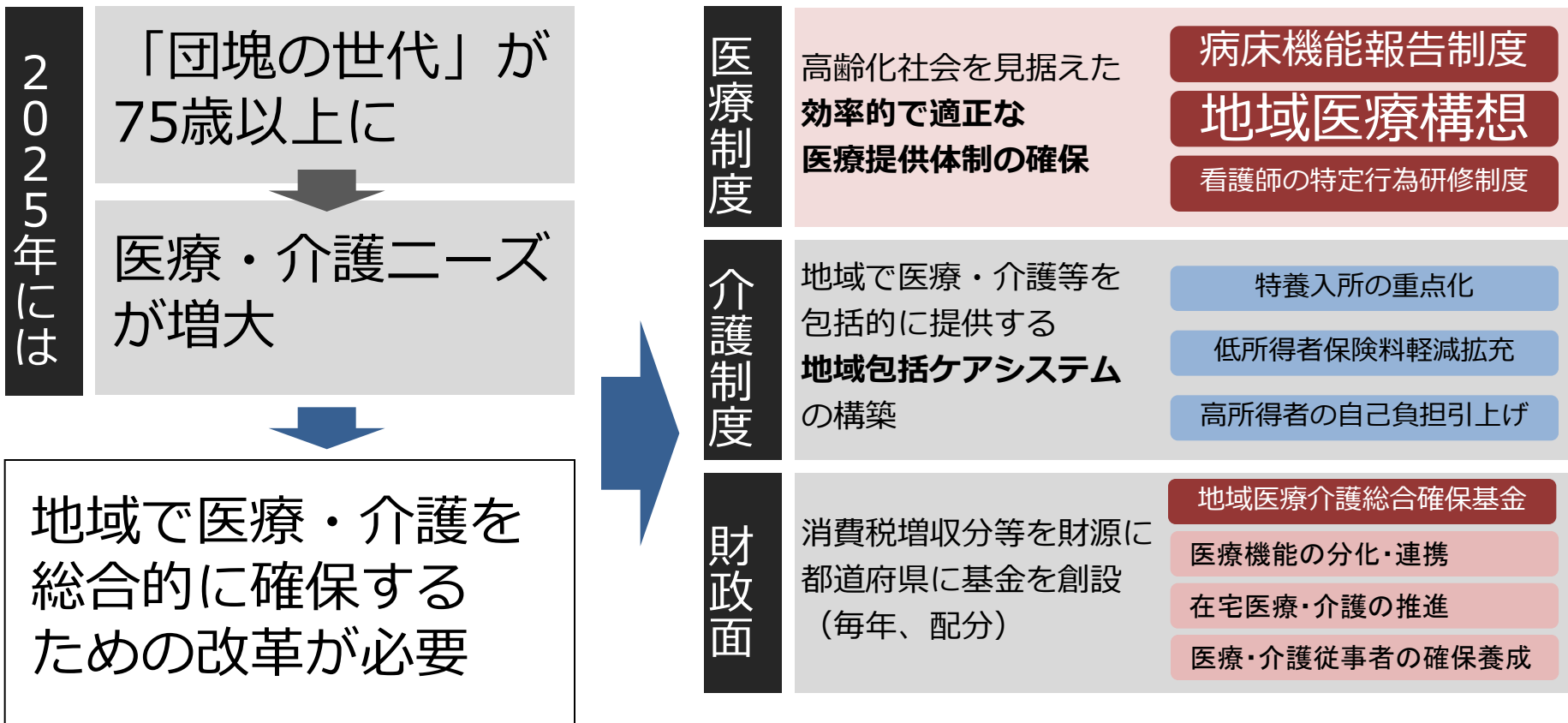


地域医療介護総合確保推進法とは？



・地域医療介護総合確保推進法により、都道府県は、医療法に基づき、医療計画の一部として地域医療構想を策定することを義務づけられました。

地域医療構想の概要

【地域医療構想とは？】

- 急速な少子高齢化による医療介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するために都道府県が策定
- 将来の医療需要を推計したうえで、需要に応じた、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指して取り組むもの

【必要病床数（将来の病床の必要量）とは？】

- 平成25年の実際の医療の実績に基づき、平成37年の人口推計など一定の仮定に基づき、法令で定められた算定式により将来の医療需要を算定し、その需要に応じて必要になる病床数を4つの病床機能ごとに推計したもの

【在宅医療等の需要の推計について】

- 同じく需要に応じた**在宅医療等の需要**についても推計
- 需要を推計する際に、慢性期の入院患者の一定割合を在宅医療等の需要として推計するなど、**政策的に在宅移行を想定した算定方法**となっている。

【4つの病床機能】

機能区分	入院医療の内容
高度急性期	難しい手術や集中治療室への入院
急性期	一般的な手術や手厚い看護の必要な入院
回復期	急性期後のリハビリや在宅への復帰に向けた入院
慢性期	慢性的な病状の患者さんが長期で療養を行うための入院

地域医療構想における「在宅医療等」の範囲

◆地域医療構想策定ガイドラインp15

「在宅医療等とは、

居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定」



患者の自宅だけでなく介護施設等を含めて、療養病床からの移行先として想定していることに注意が必要

- ・ 岩手県地域医療構想では「在宅医療への移行に当たっては、限られた医療資源の中で住民が安心して地域医療を受けられるようにする必要があることから、在宅医療等の体制整備が先行したうえで在宅医療等への移行を進めることが不可欠です。また、その際は、本県における在宅医療の現状のほか、広大な県土や医療・介護資源の偏在など、地域の実情を踏まえて在宅医療等の体制整備に取り組むことが重要です。」としている。

地域医療構想における医療需要の推計方法の概要

医療機能	2013年の医療需要
高度急性期機能	〇〇〇〇人/日
急性期機能	□□□□人/日
回復期機能	△△△△人/日
慢性期機能	▲▲▲▲人/日
在宅医療等	●●●●人/日

2013年の患者の受療データ（主にレセプト）を分析し、現在の医療需要を把握

診療報酬の点数などにより、4つの医療機能区分ごと及び在宅医療等に分類



医療機能	2025年の医療需要
高度急性期機能	〇〇〇〇人/日
急性期機能	□□□□人/日
回復期機能	△△△△人/日
慢性期機能	▲▲▲▲人/日
在宅医療等	●●●●人/日

以下のような要素を考慮し、2025年の需要を推計

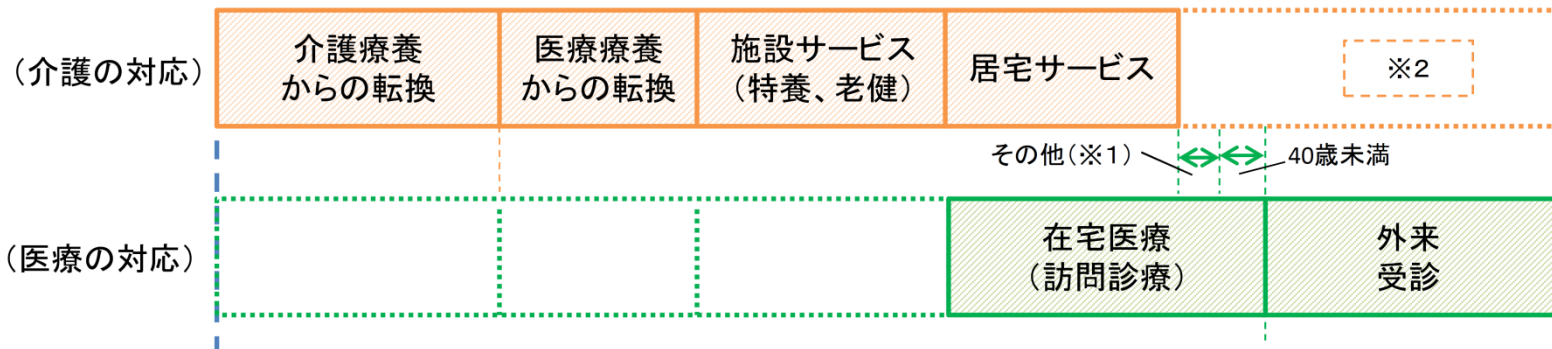
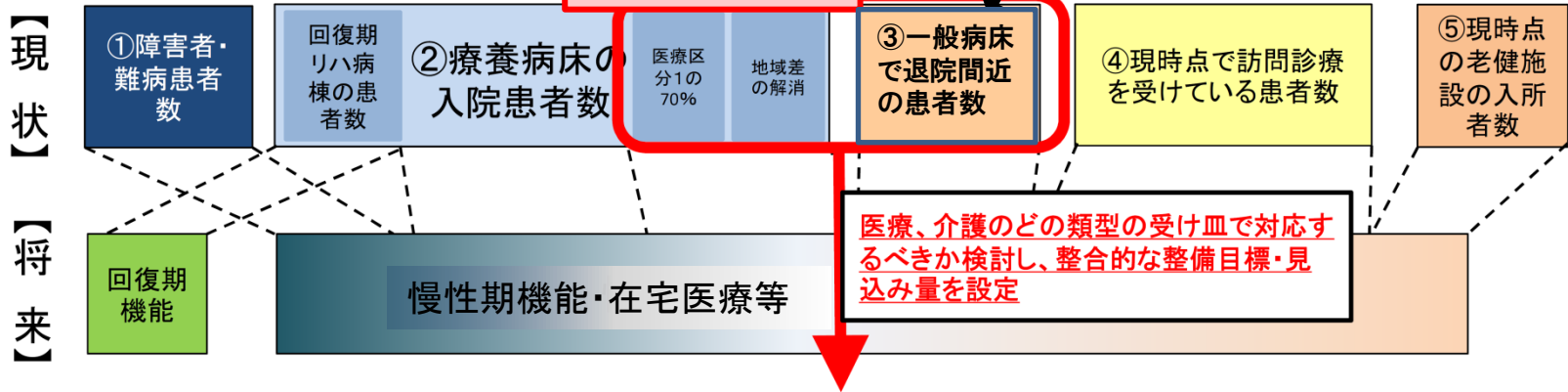
- ・人口推計
- ・政策的な在宅移行

在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における統合的な整備目標・見込み量を設定する。

③は、**外来医療の需要とみなす**こととされており、在宅医療と介護施設の按分の対象としない

追加的需要



(※1) その他: 介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに、医療保険の給付が行われる。

(※2) 外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

岩手県の必要病床数（将来の病床の必要量）

単位：床

	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
盛岡	547	1,553	1,861	1,224	5,185
岩手中部	135	438	555	248	1,376
胆江	84	357	312	445	1,198
両磐	76	278	290	237	881
気仙	44	164	93	69	370
釜石	31	130	165	223	549
宮古	39	143	196	94	472
久慈	43	136	133	42	354
二戸	31	134	91	35	291
県全体	1,030	3,333	3,696	2,617	10,676

岩手県地域医療構想における在宅医療等の必要量等の推計

単位：人／日

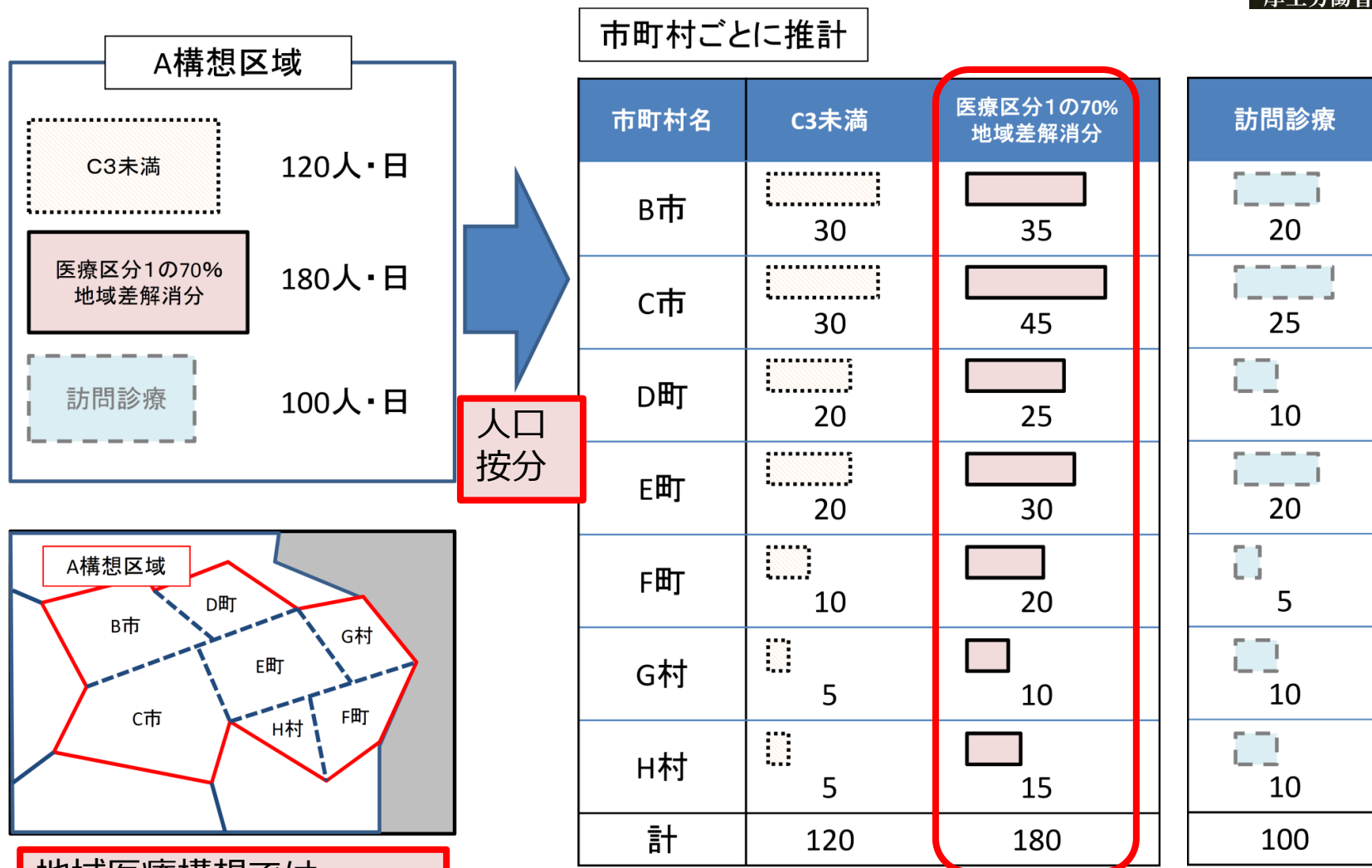
構想区域	平成37年における在宅医療等の必要量等		構想区域	平成37年における在宅医療等の必要量等	
盛岡	在宅医療等	5,591.4	釜石	在宅医療等	820.1
	うち訪問診療	2,160.2		うち訪問診療	430.5
岩手中部	在宅医療等	2,259.9	宮古	在宅医療等	873.5
	うち訪問診療	807.5		うち訪問診療	266.7
胆江	在宅医療等	1,327.0	久慈	在宅医療等	484.1
	うち訪問診療	295.5		うち訪問診療	85.3
両磐	在宅医療等	1,137.8	二戸	在宅医療等	593.6
	うち訪問診療	236.6		うち訪問診療	103.2
気仙	在宅医療等	693.0	岩手県計	在宅医療等	13,780.3
	うち訪問診療	199.7		うち訪問診療	4,585.2

第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画では、地域医療構想で推計した将来の在宅医療等の必要量を踏まえて、在宅移行によって見込まれるいわゆる「追加的需要」を算定し、居宅での在宅医療と介護施設で、どのように需要を受け止めるかを、両計画の中で整合性を確保したかたちで記載する必要がある。

市町村ごとの在宅医療等の需要の推計について

次期医療計画及び介護保険事業計画における整備量の設定について

厚生労働省



外来医療の需要とみなすこととされており、在宅医療と介護施設の按分の対象としない